

第1章

計画の概要



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

日本では、2025（令和7）年にいわゆる団塊の世代^{※1}がすべて75歳以上（後期高齢者[☆]）に、2040（令和22）年には団塊ジュニア世代^{※2}が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。それに伴い、要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯など、支援が必要な人はますます増加・多様化するとともに、現役世代（地域社会の担い手）の減少といった問題も顕著化することになります。

また、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行から、これらへ備えるための体制整備が求められています。

本町においては、平成27年3月に第7次北谷町高齢者保健福祉計画を策定し、平成30年3月に中間評価を実施、介護予防に係る事業を積極的に推進するとともに、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることを目指し、地域の実情に応じて医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供できるように様々な取組を進めてまいりました。今回、第7次計画実施状況の評価・検証を行うとともに、様々な制度改正を踏まえて計画の見直しを行います。

第8次計画においては、災害や感染症対策を踏まえたうえで、健康寿命[☆]の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進、多様なニーズに対応する支援の提供・整備、地域のつながりやマネジメント機能の強化などの取組を通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる、地域包括ケアシステム[☆]の推進に取り組めます。あわせて、支援を必要とする住民が多様で複合的な課題を、地域や関係機関との連携等によって解決を目指す、地域共生社会の実現も視野に入れ、「第8次 北谷町高齢者保健福祉計画」を策定します。

※1 団塊の世代 ……1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ

※2 団塊ジュニア世代 ……1971（昭和46）年～1975（昭和50）年生まれ

☆の付いた言葉は資料編に解説があります

2 計画の位置づけと期間

(1) 法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法[☆]第20条の8に定められている市町村老人福祉計画です。

また、高齢者を対象とする保健福祉事業は、「介護保険法[☆]」、「健康増進法[☆]」、「高齢者の医療の確保に関する法律[☆]」など、事業によって法的根拠が異なりますが、保健事業と福祉事業は一体的に取り組むことが効果的であることから、「北谷町高齢者保健福祉計画」として策定します。

(2) 計画の期間

本計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間とし、団塊の世代が75歳になる2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が65歳になる2040（令和22）年を見据え、中長期的な見通しを踏まえた計画としています。

ただし、介護保険事業計画の計画期間が3年を1期とすることが介護保険法で規定されているため、沖縄県介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画との整合性を図る必要があること、また、計画の進捗状況を確認し法改正等に伴う施策の追加や調整を行うため、3年目（令和5年度）には中間評価を行い必要に応じて見直しを図ります。

2015～2017年度 (平成27～29年度)	2018～2020年度 (平成30～令和2年度)	2021～2023年度 (令和3～5年度)	2024～2026年度 (令和6～8年度)	2027～2032年度 (令和9～14年度)	
第7次計画		第8次計画		第9次計画	
評価・見直し●		評価・見直し●			



団塊の世代が65歳に
2015(平成27)年



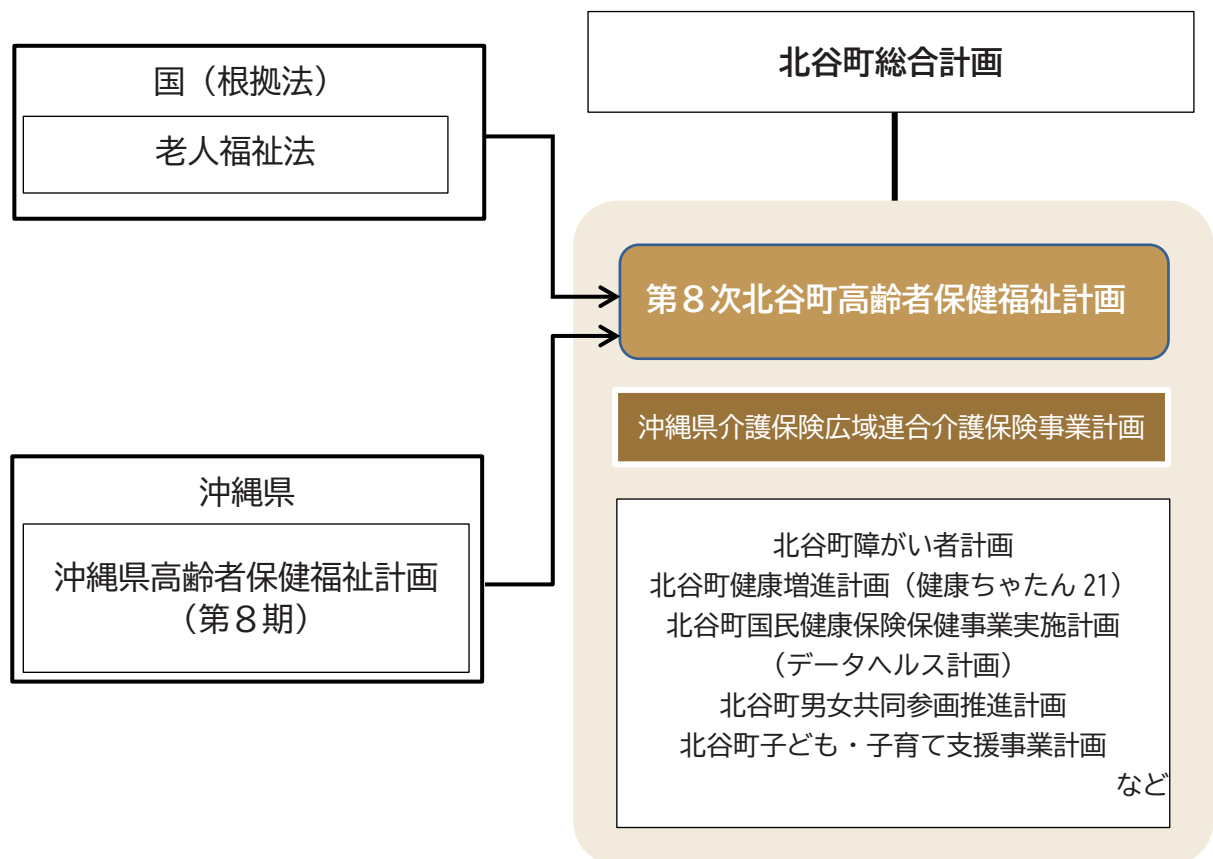
団塊の世代が75歳に
2025(令和7)年

3 関連計画との関係

本計画は、最上位計画である「北谷町総合計画」に基づき、高齢者保健福祉施策の基本目標及び基本施策を具現化する個別計画として策定します。

本町が推進すべき高齢者保健福祉施策は、国の「新たな高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）を踏まえ、保健・福祉分野に限らず、社会参加・学習をはじめ就業や生活環境等、幅広い分野にわたり一体的かつ円滑な事業執行を図るため、中長期にわたる基本的かつ総合的な指針として策定するものとします。

また、本町が参画している沖縄県介護保険広域連合が策定する「第8期介護保険事業計画」や、本町の策定する各種関連計画との整合性を保ち、地域共生社会実現に向け、地域と行政が一体となって推進すべき高齢者保健福祉施策を示す計画としています。



4 計画の策定体制

(1) 各種委員会等

本計画は、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ、地域関係者の代表、学識経験者など幅広い関係者の参画による「北谷町高齢者保健福祉計画審議会」、「北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会」等において、審議、検討を行いました。

(2) 基本チェックリスト・第8次高齢者保健福祉計画アンケートによる実態把握

計画の策定にあたり、高齢者の健康状況などを把握するために、毎年実施している基本チェックリスト[☆]によるアンケート調査に加え、社会参加の状況などを把握するため、第8次高齢者保健福祉計画アンケート（以下「社会参加アンケート」という）を実施しました。

調査名	対象者	調査方法 調査期間	配布数	回収数	回収率
基本チェックリスト	北谷町在住で、70歳以上の要介護認定を受けていない人	郵送による配布・回収 令和2年2月10日から 令和2年2月28日	3,079 通	1,869 通	61%
社会参加アンケート	北谷町在住で、65歳以上の要介護認定を受けていない人	郵送による配布・回収 令和2年11月13日から 令和2年11月27日	4,692 通	2,570 通	55%

※調査票は資料編に掲載

(3) パブリックコメントの実施

広く町民の方々から意見を募集するため、町ホームページなどにおいて計画素案を公表し、パブリックコメントを実施（期間：令和3年2月1日～同2月28日）しました。